

国民学校成立過程の一考察

－義務教育教育内容をめぐって II－

鈴木 三 平

A Study on the Process of Establishing National Schools
－ In Regards to the Educational Content of Compulsory Education II －

Sampei SUZUKI

2019年11月8日受理

抄 録

教学刷新評議会の建議を受けて設置された幻の文教審議会に替わって、1937（昭和12）年7月第1次近衛文麿内閣は教育審議会設置の閣議決定をした。時あたかも日中戦争の勃発で、教育審議会官制の裁可・公布は年末のこととなったが、そこには「優渥ナル上諭」が挿入されていた。

時局を踏まえ国民性の陶冶を図り「国民ノ底力」を培い、また内外の情勢から「日本ノ国民トシテ」教育の根本である「日本精神ノ昂揚」こそこの審議会で論議されるべきだと言う。

そして「小学教育」は「国民教育ノ充実ヲ為スガ為ニ……ドウシテモ八年ニ延長スルコトガ国運発展ノ立場カラ見テ急務デアル」、また「教育ヲ實際化」し土地の事情に応じた教育（郷土教育）が「愛国心ノ土台」を培うことになり、「土地ノ状況ニ依ッテ斟酌スルヤウナ弾力性ノアル」適切な「教科課程」を編成する必要があると言う。

キーワード：我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興、審議権、日本精神主義、義務教育年限延長ノ問題、「教科課程」の編成

3. 教育審議会

1) 設置の経緯と設置

1936（昭和11）年10月29日開催の教学刷新評議会（文部大臣の諮問機関）第4回総会で成立をみた答申とともに決議された建議「政府ハ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミ、教学ノ指導並ニ文政ノ改善ニ関スル重要事項ヲ審議スルタメ、内閣総理大臣統括ノ下ニ、有力ナル諮詢機関ヲ設置セラレシム」を受けて、翌年12月10日教育審議会が設置される。

ところで1937年2月、突然の政変によって倒れた広田弘毅内閣に替わって林銑十

郎内閣（文相を兼任）が成立し、5月末に文教審議会を設置した。その目的は官制（勅令第二百二十一号、5月25日裁可・翌日公布）第一条で「文教審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ国体観念ノ徹底及国民精神ノ作興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」と規定され、会長1人・副会長2人および委員若干人で組織され（第二条）、会長に内閣総理大臣、副会長には内務大臣および文部大臣、委員は内閣総理大臣の奏請により学識経験者の中から内閣が命じ（第三条）、内閣書記官長を幹事長に充て、幹事を置く（第五条）。林首相を会長とする12人の委員が任命され（1）、6月2日第1回会議が予定されていたが、5月31日林内閣は総辞職し、6月4日第1次近衛文磨内閣（文相は安井英二）が発足する。従ってこの審議会の事実上の活動は行われなかった。

その1カ月程経た7月6日の閣議で、教育審議会設置が承認された。当時の報道によれば「安井文相としては従来の学制改革が内閣の更迭並に教育界各機関の間に議論が出過ぎてお流れとなつた結果に鑑み内閣の更迭如何に関らず、また関係各方面との円満なる協調によつて二代三代の内閣を通じても根本的刷新にあたる機構を作る方向のもとに朝野の学識経験ある権威者を網羅し……一大調査機関を組織する意向を有して居り飽くまで我国の教育制度の根本的改革を具体化せんとする方針（2）」として「調査会は内閣直属ではあるが組織構成はなるべく恒久的性格を持たしめ会長、副会長に首相又は文相が当るといふ様な在来の遣り方を排して民間の学識経験ある権威者が自主的に討議し答申し得る組織になるものと見られ委員の数は約五六十名とし……右設置は取急ぐ方針で特別議会（－引用者注－7月23日第71回特別議会召集、7月25日開会、8月7日閉会。）前は困難としても八月中には決定の運び（3）」が見込まれた。こうした構想について7月27日特別議会において、近衛首相は午前の貴族院で政府の所信を表明する。「百般ノ政策ヲシテ我が尊嚴ナル国体ノ精髓ニ帰一セシムルコトデアリマス……今回支那ニ於ケル事変ノ勃発（－引用者注－1937年7月7日盧溝橋で日中兩軍衝突[日中戦争の発端]、7月11日政府「北支事変」と命名。9月2日「支那事変」と改称。）ハ誠ニ遺憾ニ堪ヘヌデアリマス、政府ハ已ムヲ得ズ重大ナル決意ヲ致シタノデアリマス……各般ノ政策ニ関シマシテハ、今後ノ検討ニ俟ツ所少クナイノデアリマスガ……教育ニ付キマシテハ国体ノ本義（－引用者注－同年5月31日文部省編纂『国体の本義』を全国の学校・社会教化団体に配布。）ニ則ッテ教学ノ根本ヲ確立スルコトハ、現下ノ情勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナルコトハ存ジマス、而シテ学制ノ改革ノ如キハ短時日ノ間ニ之ヲ決行スルコトハ至難デアリマスルガ故ニ、茲ニ教育審議会ヲ設ケマシテ、慎重審議ヲ重ネタイト存ジテ居ル次第デアリマス（4）」。また同日午後の衆議院でも首相は教育改革について同様の趣旨を述べている（5）。立憲政友会の安藤正純が登壇する。「最後ニ御尋ネシタイノハ教育問題デアリマス、現内閣ハ教育ノ改革ヲ行ハントスル方針ノヤウニ承ッテ居ル、教育ノ改革ヲシナクテハナラナイト云フコトハ是ハモウ識者ノ輿論デアル、今日ニ於テ時代ノ進運ニ照シ、国民ノ実生活ニ応ジマシテ断然タル刷新ヲ加ヘマセヌト、教育ト云フモノハ形式ニ了ッテ遂ニ魂ヲ失フヤウニナリマセウ……然ラバ教育改革ノ目標ヲ何処ニ置クノカト言ヘバ

……内容的ニハ精神教育ト、教育ノ實際化ヲ実現スル、制度的ニ申シマスレバ、学校系統ノ簡易化ト、国民大衆教育ヲ確立シ、又師範教育ヲ改革スルコトニアルノデアリマス、是ト共ニ今日命令系統ガ全ク混然トシテ居ル所ノ教育行政系統ノ刷新ガ、之ニ伴フ必要ナモノト思フノデアリマス、聞ク所ニ依リマスト現内閣ニ於キマシテハ、教育審議會ヲ設ケマシテ、新タニ教育改革ノ調査ニ御取掛リニナルト云フコトデアリマス……速ニ其実行ノ緒ヲ開カレンコトヲ希望（6）」する。首相は以下のように答弁する。「教育ノ改革ニ付キマシテハ、殆ド上下内外拏ッテノ要望デアルト存ジマス、此教育ノ改革ハ制度及内容ノ両方面ニ亘ッテ、根本的ノ刷新ヲシナケレバナラヌト思フノデアリマシテ、ソレニハ茲ニ教育審議會ヲ設ケマシテ、朝野ノ権威者ヲ網羅シテ、是ハ内閣ノ更迭如何ニ拘ラズ恒久的ノ機関トシテ、教育ノ根本ニ向ッテ改革ノ第一歩ヲ踏出シタイト云フ考デアリマス（7）」。

時局の転換期に臨んで、時を要する教育改革にこれから取り組んでいくという審議會の性格を意味していた。「教育審議會」に「内閣ノ更迭如何ニ拘ラズ恒久的ノ機関トシテ」の性格を持たせようという基本構想の下にその取り組みは、日中戦争の勃発でこの対応に大わらわとなり、何の進展も見ないままに推移する。一方戦火は拡大し、内閣自体の政治力が問われる事態となる。10月22日安井文相の依願罷免で木戸幸一が文相に就任する。木戸の入閣は近衛を補佐し強化するためのもので、文教行政上の配慮とは必ずしも関係ないものであった（8）が、教育審議會設置の準備は木戸のもとで進められることになる。

12月10日文教審議會官制を廃止して裁可・公布（公布の日より施行）された教育審議會官制（勅令第七百十一号）には、會議の方向性に関わる次のような重要な一文（所謂「上諭」）が挿入されていた。「朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ハンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育ノ内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」。この官制第一条で「教育審議會ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教育ノ刷新振興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」、第二条では「教育審議會ハ総裁一人及委員六十五人以内ヲ以テ組織スノ特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得」と規定している。12月20日内閣総理大臣近衛文麿から教育審議會総裁（枢密院副議長）荒井賢太郎に以下のような「諮問第一号」があった。「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何 右貴会ニ諮問スノ説明 近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽ヘ、教育ノ各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス。依ツテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我が国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸暢ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム。」（内閣閣甲第三四三号）。上諭および諮問第一号とその説明で圈点を付したように、審議會の設置目的は総括的かつ広範な内容を含む表現となっている。諮問はこの一本きりであった。

ここで教育審議會の人事問題を取り上げてみよう。前述の報道記事や特別議會の衆議院における首相の答弁にも窺えたが、審議會の恒久的機関としての性格を持たせ、政府に対する相対的自立性を高めるための人事である。官制第三条で「総裁（9）ハ

内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス／委員及臨時委員ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」と規定し、その第一項を受けて枢密院副議長が勅命により内閣直属の国策審議機関の長を務めるケースは初めてである。審議会は委員 65 人で組織され、さらに臨時委員の 8 人を置いている（官制第二条）。その発足時点、計 73 人規模（表 1 参照）の審議会が構成された。

表 1 教育審議会委員および臨時委員一覧（計 73 人）

社会的立場	人数	備考
官僚	11	内閣書記官長、法制局長官、企画院次長 内務次官、大蔵次官、農林次官、商工次官 文部次官、文部政務次官、教学局長官、文部参与官
軍部	2	陸軍次官、海軍次官
官立大学（総）長・他機関長	5	○東京帝国、京都帝国、東京商科、○東京文理科 ○国民文化精神研究所（資格は「所員」）
私立大学総長・専門学校長（非職権委員）	3	○早稲田、慶応義塾、東京女子医専
各学校長（臨時委員）	8	○第一高等、○桐生高等工業、○横浜高等商業 ○東京女子高等師範、○三重高等農林、○東京農業教育専門、○師範学校長代表、○公立中学校長代表
学識経験者（非職権委員）	26	文相経験者 2、文部次官経験者 3（1）、（元）大学教授 10（4）、教化団体 3（3）、財界関係者 4（1） 教育団体 1（1）、言論界 1（1）、軍関係者 2 ※3
枢密顧問官（非職権委員）	2	※1、※2
貴族院議員	8	（3）
衆議院議員	8	（2）

1937（昭和 12）年 12 月 10 日時点

○特別委員（30 人）、（ ）同委員内数 1938 年 4 月 14 日時点

※1 原 嘉道、昭 13・2・15 枢密顧問官依願罷免 2・16 枢密院副議長・総裁。

※2 松浦鎮次郎、昭 13・2・16 学識経験者（文部次官経験者）委員の立場から枢密顧問官として委員、特別委員。

※3 後藤文夫、昭 13・2・25 原 嘉道の後任として学識経験者（元日本青年館理事長、元内務大臣、貴族院議員（非職権委員））の立場で審議会委員、特別委員。

委員および臨時委員は、官職によって選出された職権委員と非職権委員に分けることが出来る。官立大学（総）長・他機関長および各学校長（臨時委員）はその職務から選出されており職権委員とみなし、また国会議員は官職ではないが議会から選出され

たものとして職権委員と位置付けることが出来よう。非職権で選出された委員は審議会発足時点 31 人（委員全体の 4 割強）を占め、そのうち学識経験者 9 人（文相経験者 1・文部次官経験者 2・元大学教授 2・教化団体 1・財界関係者 1・教育団体 1・言論界 1）が貴族院議員である。

官制第六条「教育審議会ノ議事ニ関スル規則ハ内閣総理大臣之ヲ定ム」により、12 月 20 日「教育審議会議事規則」を内閣総理大臣決定、同日総裁宛に通牒（内閣閣甲第三四四号）している。これによれば、会議は総裁が召集し（第一条）、議長となり（第二条）、総裁・委員および臨時委員を合わせて 1 / 2 以上の出席をもって成立し（第三条）、公開せず（第四条）。議席は予め抽選で決める（第五条）。議事録は幹事長が作成する（第一四条）。なお官制第七条で「教育審議会ニ幹事長及幹事ヲ置ク／幹事長ハ文部次官ヲ以テ之ニ充ツ総裁ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス／幹事ハ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス」と規定している。審議会の委員でもある文部次官は審議会事務局幹事長の任も担っている。表 2 は教育審議会幹事一覧である。

表 2 教育審議会幹事一覧（計 14 人）

内閣書記官	内務省神社局長	文部省専門学務局長	文部書記官
法制局参事官	内務省地方局長	普通学務局長	文部事務官
企画院部長	大蔵省主計局長	実務学務局長	教学局部長
内閣情報部長		社会教育局長	

1937（昭和 12）年 12 月 10 日時点

2) 審議の経過と運営

(1) 日本精神主義路線の総会審議と「義務教育」（小学教育）に係る問題

1937（昭和 12）年 12 月 23 日開催された教育審議会第 1 回総会で「本日ハ近衛内閣総理大臣ガ親シク出席致シマシテ、本会設置ノ必要ナル所以ヲ親シク御説明致シ、又親シク御願ヲ致ス筈デゴザイマシタガ、数日来風ヲ引キマシテ、今日モ尚静養致シテ居ル次第デゴザイマス、甚ダ初会議ニ当リマシテ遺憾デハアリマシタガ、私カラドウカ自分ノ御諮問スル所ヲ御伝ヘスルヤウニト、斯ウ云フ依頼デゴザイマシタ」と、木戸文相が近衛首相の挨拶を代読する。「今般教育審議会ガ設置セラル、ニ当リマシテ、特ニ優渥ナル上諭ヲ賜リマシタ……我ガ国現時ノ教育制度ハ……教育ニ関スル勅語ノ渙発ニ依ッテ大本定マリ、其ノ後年ト共ニ顕著ナル発達ヲ遂ゲタノデアリマシテ、今日ノ我ガ国運ノ隆昌ハ此ノ教育ノ力ニ負フ所甚大ナルモノガアルノデアリマス／而シテ其ノ間朝野協力シテ鋭意教育ノ改善進歩ニ力ヲ注ギ、又屢々各種ノ調査会ガ設置セラレ、其ノ時々ニ必要ナル調査研究ガ為サレマシタ……又思想問題ノ起ルニ際シテハ、教学刷新評議会ガ設置セラレ、思想上ノ見地ヨリ適當ナル議決ガ為サレマシタ／然ルニ今ヤ文物ノ著シキ発達ト時世ノ推移トハ教育ノ内容及制度ノ全般ニ亘ッテ、根本的

総合的ナル調査研究ヲ為シ、適切ナル具体案ヲ立テルノ必要ヲ生ゼシムルニ至ッタノデアリマス、殊ニ現下我が国ノ当面セル重大時局（一引用者注—1937年12月13日日本軍、南京を占領し大虐殺事件をおこす。）、並ニ其ノ後ニ来ルベキ内外ノ情勢ニ想到スル時、教育ノ刷新振作ヲ図ッテ我が国将来ノ飛躍的發展ニ備ヘルコトハ欠クベカラザル事柄ト存ジマス」との時局認識に立ち、「教育ノ内容及制度ノ全般ニ亘ッテ……教育ノ刷新振作ヲ図」り、また現時の教育の実情は「国体ノ本義ヲ一層徹底セシムベキ必要」「国民大衆ノ教育ノ拡充ヲ図ルベキ要求」「国民体位ノ向上、科学及産業教育振興ノ必要」「更ニ負担ノ過重乃至画一化、形式化等ノ弊ヲ矯メテ、真ノ人物ヲ育成シ、創造的実践的ノ性格ヲ鍛錬スルノ要望」といった解決を要する幾多の問題があり、「国内ノ状況ト東洋乃至世界ノ情勢トニ稽へ、広汎ナル国策的見地ヨリ十分ナル調査審議ヲ為シ、適切ナル方策施設ヲ樹立シ実施スル（10）」ことにあると言う。

議事にはいり、幹事（文部書記官）による諮問第一号とその説明の朗読があり、伊東延吉幹事長（文部次官）からそれについての趣旨説明が滔々となされた。「近時ノ學術文化ノ大ナル発達ト内外ノ情勢ノ著シイ推移ハ申ス迄モナイ事デアリマス、先ズ学芸ノ進展ト社会ノ思想的知識的發展ニ伴ヒマシテ、之ト密接不離ノ關係ニ立チマス所ノ教育ノ内容ハ、我が国ノ精神、我が特色ヲ基調トスル根本方針ノ下ニ、或ハ新ナルモノヲ加へ、或ハソノ内容ヲ改メ又或ハソノ程度ヲ進メル等ノ必要ガアリマス、随ッテ全体ニ亘リマシテ之ヲ整理改廢スル必要モ起リ、延イテハ制度、施設ノ改正ニモ及ブコトガアラウト存ズルノデアリマス／次ニ近時ノ時勢ノ推移ト云フ点ニ関シマシテハ……我が国体ノ精華ヲ弥々（いよいよ）明ラカニ体認シ、之ヲ基ト致シマシテ凡テノ思想・學術・文化・生活ノ刷新発達ヲ図ルト云フコトガ極メテ大切ナル事柄デアリマシテ、此ノコトハ固ヨリ教育ソノモノト最モ重大ナル關係ヲ持ツノデアリマス、更ニ最近ノ支那事變ハ我が国ノ社会思想ニ大ナル刺激ヲ与ヘ吾々ニ我が国ノ立場、我が文化並ニ我が教育ノ方向・内容等ニツキマシテ、大ナル国家的自覚ト之ニ関連スル多クノ問題トヲ提供致シタノデアリマス、而シテ之ニ伴ヒマシテ事變後ノ教育經營ノコトニツイテ考ヘテ見マスト、ソコニ教育上大ナル刷新振興ノ方策ガ必要デアルコトヲ痛感致スノデアリマス／斯様ニ致シマシテ現時教育ノ刷新振興ニツキマシテハ……我が国体ノ本義ガ教育ノ凡テノ方面ニ現ハレマシテ、其ノ内容・方法等ノ基本トナリ、生命トナル様、一層ソノ徹底ヲ図ルト云フ、凡テノ問題ノ根本トナル事柄ガアリマス」と言う。「教育ノ内容ハ、我が国ノ精神、我が特色ヲ基調トスル根本方針ノ下ニ……制度、施設ノ改正ニモ及」び、「我が国体ノ精華ヲ弥々明ラカニ体認シ、之ヲ基ト致シマシテ……現時教育ノ刷新振興」を図り「我が国体ノ本義ガ教育ノ凡テノ方面ニ現ハレ」ることにあると言うのである。「而シテ之ト一体ヲナス事柄トシマシテ、近頃外来文化ノ影響等ニ依リマシテ、主知的・個人的ニ傾イタ教育ヲ、日本国民トシテノ人物養成ノ教育・国家的訓練ノ教育ニ醇化シ轉換スルガ如キ、又画一化・形式化ヲ矯メテ、真ノ澆刺タル教育、国民トシテノ活キタ教育ト致シマスコトノ如キ、又注入的、模倣的ニ傾イタ教育ヲ、知・徳・体ノ三ツヲ一体ニ致シマシタ実践的ナ又独自の教育ニ改メマスルガ如キ肝要ナル問題ガアルノデアリマス」、そして「我が国ノ

コト、共ニ大イニ東洋ノ事柄乃至世界ノ情勢ニ置イテ一層大キイ規模ヲモツモノトシマシテ、日本人トシテノ自覚・信念ヲ基トシテ、広イ大キイ心持ト見識トヲ持ツタ、大国民的ノ教育トスルコトノ如キ、又上述致シマシタ所ト同様ノ意味ニ於キマシテ、大イニ国民大衆ノ教育ノ振興並ニ国民ノ体育ノ振作ヲ図ルコトノ如キ、又自然科学的教育ヲ重視スルコトノ如キ、其ノ他色々重要ナル問題ガアルト思フノデアリマス、即チ教育ノ全般ニ亘ル所ノ事柄ガ多々アルヤウニ考ヘラレマス、即チ是等ガ諮問ニ示サレマシタル所ノ全般的事項デアアルカト思フノデアリマス」と言う。「主知的・個人的ニ傾イタ教育ヲ、日本国民トシテノ人物養成ノ教育・国家的訓練ノ教育」「画一化・形式化ヲ矯メテ、真ノ澆刺タル教育、国民トシテノ活キタ教育」「注的、模倣的ニ傾イタ教育ヲ、知・徳・体ノ三ツヲ一体ニ致シマシタ実践的ナ又独創的ナ教育」、そして「大国民的ノ教育」「国民大衆ノ教育ノ振興並ニ国民ノ体育ノ振作」「自然科学的教育」と諄々と説くのである。「而シテ以上列挙シマシタ所ノ事項ノ中デ、国民トシテノ人物養成ノ教育、実践的・独創的教育乃至ハ画一化・形式化ノ矯正ノ必要等ノ点ニツキマシテハ、今日マデ既ニ多年論ジ尽サレ又決議セラレタ事柄デアリマスカラ、今日再ビ之ヲ取上ゲテ論ズルニ当ッテハ、上述ノ如キ欠陥ト要求トヲ生ゼシメタ所ノ、真ノ根本的理由ガ那辺ニ在ルカ、又之ヲ改善シテ要望セラルヽ教育ト致シマスニハ、如何ナル道理ト方法トニ依ルベキカト云フ我ガ国ノ教育ノ内容制度トシテノ根本ノ道ト、又ソレヲ実現スベキ特色アル具体的方策トニ関シテ、十分審議立案スル必要ガアルデアラウト考ヘルノデアリマス」。「以上ノ如キ全体ニ亘リマス事項ニ次イデ掲ゲラレテ居リマス所ノ各種ノ教育ニ関スル事項ニ付キマシテハ、下ハ小学校ヨリ上ハ大学ニ至ル各種ノ学校ニツイテ……幼稚園、特殊教育等ニツキマシテモ、亦女子教育、私立学校ノ教育等ニツキマシテモ同様ニ考ヘラルベキデアリマス、又社会教育、家庭教育等ニツキマシテモ十分考慮セラルベキデアルト思フノデアリマス、更ニ又教員乃至指導者ノ養成ト云フコトニツキマシテハ、教育上最モ大切ナル要素ニ関スル問題デアリマシテ、教育ノ全体ニ亘ル重要問題トシテ取上ゲラルベキデハナイカト考ヘマス、其ノ他教育ト密接不離ノ関係ニ在リマス所ノ学芸ノ研究ニ関スル事項、所謂文化事業、其ノ他広く国風ノ発揚ニ資スル所ノ塾デアリマストカ、或ハ道場ノ教育デアリマストカ、色々ノ教育事業ニツイテモ……研究セラレネバナラヌト存ズルノデアリマス/最後ニ中央並ニ地方ノ教育ニ関スル行政及財政ニツキマシテモ亦同ジク大イニ刷新振興ヲ図ルベキ点ガ多イカト存ズルノデアリマス」と、教育に係るそれぞれの具体事例(下線部)をあげている。「以上ガ諮問ノ大体ノ意味デアルト考ヘマス(11)」。

質疑に移り最初に、山本厚三委員(衆議院立憲民政党、前教学刷新評議会委員)から質問の通告があった。「マダ予算ノ細カイ御発表ガ正式ニアリマセヌカラ、十三年度ニ於テ文政上ドウ云フ事ヲ此ノ内閣ハオヤリニナルカト云フコトガ分カラナイノデアリマス……主トシテドウ云フ事ヲ此ノ文政刷新上御実行ニナルト云フ御考ヘデアアルカ……此ノ御諮問ニ対シテ此ノ点ニ就テ内閣ノ御方針ヲ伺ッテ置キタイノデアリマス……各方面ニ亘ッテ御述ベニナッテ居リマスガ、然ラバ現内閣ノ御方針ハ是等ノ諸学校ノ制度、就中(なかんずく)義務教育デアルトカ、師範教育ノ刷新トカ、又最モ適

切ナノハ青年教育、斯ウ云フモノニ対シテ一体ドウ云フ御方針デオヤリニナッテ居ルカ……度々ノ審議会等デ随分立派ナ決議ガ出来テ居ルノデアリマスガ、ソレデハ不十分デアッテ、尚此ノ審議会ヲ開イテ適切ナ方針ヲ定メテ欲シイト云フ御諮問ノヤウデアリマスガ、是等ノ諸問題ノ中デ、ドノ問題ヲドウ云フ風ニオヤリニナルト云フ現内閣ノ御方針デアルカ、大体ノ御方針ヲ伺ヒタイト思ヒマス (12)。「十三年度ニ於テ文政上ドウ云フ事ヲ此ノ内閣ハオヤリニナルカ」、「諸学校ノ制度、就中義務教育デアルトカ……又最モ適切ナノハ青年教育」に対する政府方針について、さらに従前ノ審議会等デノ決議モあつたガ「此ノ審議会ヲ開イテ適切ナ方針ヲ定メテ欲シイト」ノ問い質シニ対シテ、文相（官制第五条により「文部大臣ハ会議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得」）ハ言う。「第一ノ御尋ネハ、十三年度ノ予算ニ……ドウ云フ事ヲ新ニスル考ヘデアルカ……何分ニモ御承知ノヤウナ事変ニ際シマシテ……只今差当リ実行シヨウト考ヘテ居リマスコトハ、生産力拡充ノ必要ガ非常ニ痛感セラレテ居リマスノデ、其ノ生産力拡充ト同時ニ産業教育ヲ振興スル……航空技術、航空関係ノ学問ヲ時局ノ上カラ特ニ心配セラレ、注目セラレテ居リマスノデ（一引用者注一首相挨拶（文相代読）にあつた現時ノ教育ノ実情カラ「科学及産業教育振興ノ必要」）、コノ点ニ付キマシテモ相当ノ施設ヲ致ス考ヘテ居リマス、ソレカラ尚又戦争ノ体験カラ見マシテ、青年教育等ノ振興（一引用者注一同じく「国民大衆ノ教育ノ拡充ヲ図ルベキ要求」）ハ特ニ必要ヲ感ジテ居ル次第デアリマス、此ノ点ニ付キマシテモ何等カノ施設ヲ致シタイト考ヘマシテ、目下研究致シテ居ルヤウナ次第デアリマス（なお、この案件については第2回総会で文相カラ報告される。「義務教育」については特に取り上げていない。）／ソレカラ第二点ハ、従来審議会、調査会等ニ於テ、モウ大キナ問題ニ対シテハ十分審議シ尽サレテ居ルノデアルガ、是等ニ付テハドウ云フヤウニ考ヘテ居ルカ……従来余リ顧ミラレマセヌデシタコトハ、従来ハ主トシテ制度ノ問題ガ議セラレテ居リマス、内容ニ就テハ全面的ニハマダ余リ調査ガ進メラレテ居ラナカッタ憾ミガアルノデアリマス、従ッテ今回ハ此ノ官制發布ノ上論ノ上ニモ仰セラレテ居リマス通り、内容ト制度トヲ合セテ十分ニ調査スルト云フコトヲ一ツ試ミテ、従来ヨリモ一歩進ンダ教育制度ノ改革 (13)」ノ実施ニ当たり、「内容ニ就テハ全面的ニハマダ余リ調査ガ進メラレテ居ラナカッタ」ノデ、教育「内容」ノ改革ニ力点を置クト云フのである。

引き続き田所美治委員（元文部次官、前教学刷新評議会委員、貴族院議員（非職権委員））ガ審議上ノ心得ニついて尋ねる。「過去ノ決議ハ夫々御実行ニナッテ居ルヤウデアリマス、併シナガラ又其ノ他ニ財政上ノ都合ヤラ其ノ他ノ関係カラ、マダ実施サレヌ大キナ問題モ残ッテ居ルヤウデアリマス、例ヘバ義務教育年限延長ノ問題ノ如キ……此ノ諮問ヲ拜見致シマスルト、ドウ云フヤウニ之ヲ論ジテ行ツタラ宜シカロウカ、義務教育ト云フ問題モ大キナ国策ノ根本問題ニ違ヒナイト思ヒマス、普通教育ハドウデアル、高等教育ハドウデアルト云フコトヲ色々飛ンデ論ズルト云フコトニナリマス、随分此ノ一問デ複雑ヲ来シハシナイカト考ヘルノデアリマス (14)」ト云フ。さきの山本委員モ「義務教育」ニついて政府ノ方針ヲ問い質シテいたガ、田所委員ハまだ着手サレテいない「義務教育年限延長ノ問題」ノ審議ノあり方ヲ尋ねテいる。文

相は以下のように答える。「如何ニモ此ノ諮問ハ総括的デアアル……当局ノ考ヘテ居リマス意味ハ、先ズ根本ニナルヤウナ大キイ問題ニ就キ御考ヘヲ承リマシテ、ソウシテ後ニ一此ノ説明（一引用者注一諮問第一号の説明）ニモ殆ド全般ノ事ガ書イテゴザイマスガ、又幾ツカノ区分モ出来ルカト存ジマス、又只今御話ノヤウニ普通教育、高等教育ト云フヤウニ、教育ノ段階ニ依ッテ分ケル方法モアリマスガ、之ガ内容制度両方面ニ亘ッテ方策如何ト云フコトニナッテ居リマスノデ、小学教育、中等教育ト云フヤウニ初メカラ頭ヲ決メマシテ諮問ヲシテモドウカト思ヒマシテ、広イ意味ニ於テ先ズ第一ニ諮問ヲ致シタ次第デアリマス、何レ本会ニ於テ審議ヲセラレル場合ニ於テ順序方法等ニ就テノ御意見モ出マセウト思ヒマス……差当リ此ノ問題デ相当範囲ヲ広メテ置キマシテ、委員（一引用者注一特別委員（15）を指す。）会デ御注文ガ出マスレバ、ソレヲ幹事ノ方デ整理シテ順次進メテ行ク方ガ、却ッテ審議ヲ進メテ行キマス上ニ便宜デアラウト考ヘマシタ次第デアリマス（16）」。

翌38（昭和13）年1月13日開催の第2回総会の冒頭で文相から次のような報告がなされた。「会議ニ入りマスニ先立チマシテ一言御報告申上ゲ又御諒解ヲ得テ置キタイト存ジマスコトガゴザイマス、ソレハ青年学校ノ件デゴザイマシテ、今月ノ十一日ノ閣議ニ於キマシテ男子青年ニ対シ青年学校（17）ヲ義務制ト致ス方針ヲ決定致シタノデゴザイマス（18）」。この緊急の報告に対し、第2回総会はこのことで終始した。松浦鎮次郎委員（元文部次官、前教学刷新評議会委員・前九州帝大総長、貴族院議員（非職権委員））の声を聞いてみよう。「今回政府ニ於キマシテハ男子青年学校ヲ義務制ニスル、斯ウ云フ御方針ヲ御定メニナリマシテ、之ニ依ッテ十三年度ニ於テ準備ノ費用ヲ御取りニナリ、ソレガ議會ノ協賛ヲ経マシタナラバ十四年度カラ義務制ヲ実施スル……政府ニ於キマシテ現下ノ時局ニ鑑ミ将来ノ情勢ニ際シテ、少クトモ男子ノ青年学校教育ヲ義務制ニセラレヨウトシマス政府ノ御気持ハ私共ニ於キマシテモ十分諒解ガ出来ルノデアリマス、恐ラクハ本會議ニ於ケル満場ノ皆様モ其ノ趣旨ニ於キマシテ御異論ハナイコトデアラウト思フノデアリマス／併シナガラ是ハ此ノ教育審議會ノ審議トノ關係ガ問題ニナルコトデアラウト存ズルノデアリマス、先回政府カラ御提出ニ相成リマシタ諮問第一号ハ広ク教育ニ関スル全般ノ問題ニ亘ッテ刷新改善ヲ要スル点ニ付テ意見ヲ御求ニナッテ居ルノデアリマス、此ノ会ニ於キマシテハ広ク全般ノ教育問題ニ亘ッテ自由ノ立場カラ審議ヲ致シテ意見ヲ政府ニ申上ゲル立場ニアルノデアリマスカラシテ、教育ニ関スル問題ノ中デ、例ハバ小学教育ノ義務年限ヲ延長スル、今日六年ニナッテ居ル（一引用者注一1900（明治33）年8月30日小学校令を全面的に改正（尋常小学校を4年制に統一、義務教育の授業料は徴収せず。）、1907（明治40）年3月21日小学校令を改正（尋常小学校義務教育を6年に延長、高等小学校の2年制を原則とし3年制も認める。））モノヲ八年ニ延長スル、或ハ青年学校ヲ義務制ニスルトカ云フヤウナ、是ハ教育ノ上カラ申シマスレバ非常ニ重要ナ問題デアリマス、斯ノ如キ重要問題ハ此ノ會議ニ於キマシテ慎重ニ審議シテ、サウシテ意見ヲ政府ニ申上ゲル、斯ウ云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマス……義務ニスルト云フ点ダケハ最早決マッタノデアアル、斯ウ云フコトニナッテ此ノ會議ノ論議ノ範囲カラ除ケラレルコ

トニナルノデアリマス、是ハ成程政府ノ御事情カラシマスレバ青年学校ヲ義務ニスルト云フコトハ是ハ緊急措ク能ワザル要務デアルガ故ニ取敢ヘズソレハヤルノdeal、斯ウ云フノデアリマセウガ、会議ノ方カラ申シマスト是ダケハ審議権一ト申シマストエライ角ガ立チマスガ、兎ニ角審議ノ範囲カラ是ダケハ除ケラレルト云フコトニ相成ルノデアリマス(19)」。松浦によれば、この問題は教育審議会での「審議権」を侵された事態として重大視している。

なおまた、第3回(翌14日)・第4回(20日)総会の後1月24日通常議会の衆議院で、教育審議会委員のメンバーでもある安藤正純によって、時局を踏まえ教育審議会が設置され審議の展開されていることの確認とともにこの問題が取り上げられている。「今回政府ハ青年学校ヲ義務教育制ニスルコトヲ決定シマシタ、之ヲ教育審議会ニ報告ヲセラレマシタ、青年学校ヲ義務制ニスルト云フコトハ、私共年来ノ主張デアリマス、唯之ニ実行スルニハ他ノ教育機関トノ離スベカラザル連関ガアリマスカラ、全体的ニ教育制度ノ改革ヲ編成シテ、其改革ノ一部トシテ行ハナケレバナラヌ性質ノモノデアリマス、然ルニ政府ハ突如トシテ青年学校義務制ヲ閣議ニ於テ決定ヨシ、教育審議会ヲシテ其細目ノミヲ審議セシメヨウト云フノデアリマス、是ハ明カニ本末転倒デアリマセヌカ、青年学校ヲ義務制ニスルト云ウコト其事ガ重大ノ改革デアリマシテ、其断定コソ教育審議会デ審議決定スベキモノト思フノデアリマス……尤モ文部大臣ノ報告ニハ徴兵令改正ノ都合モアット云フコトデアリマシテ、ソレナラバ吾々ハ時局ノ認識ニ付テハ何人ニモ譲ル者デハナイノデアリマス、時局ノ関係上必要トアルナラバ、尚更ノコト差支ノナイ範囲ニ於テ、其ノ説明ヲ付シテ教育審議会ニ諮ルベキモノデハナカッタカト思フノデアリマス……一体中味ハ政府ノ専断デ自分カラ切取テ好イ所ヲ料理ヤスル、糟粕ノミヲ教育審議会ニ付議シテ料理ヤサセルト云フナラ、畢竟教育審議会ナドト云フモノハ無用ノ長物デハナイカト思フノデアリマス、此ヤリ方ガ私ハ本當ノ官僚独善ノ姿其モノダト思フ次第デアリマス、併シ私ハ茲ニ此問題ヲ提出致シマシテ敢テ政府ノ責任ヲ問フト云フ訳デハアリマセヌガ、一体教育審議会ヲ無視シテ青年学校ノ義務教育制ヲ決メタリ、税制審議会ヲ顧ミズシテ増税ヲ決定シタリスルト云フコトハ、甚ダ宜シクナイノデアリマス(20)。「官僚独善」のもとに「政府ノ専断」で男子青年学校教育義務制を決定してしまったことを安藤も強く批判している。さきの松浦、そして安藤も審議会の政府に対する相対的自立性を無視したものであると糾弾している。

第2回総会の翌日14日に第3回めが開かれ、以後は諮問第一号に関する実質的な審議にはいって行く。第1回総会の首相挨拶(文相代読)で現時の教育事情として「国体ノ本義ヲ一層徹底セシムベキ必要」、次官による諮問の趣旨説明「我が国ノ精神、我が特色ヲ基調トスル根本方針ノ下ニ」「我が国体ノ精華ヲ弥々明ラカニ体認シ、之ヲ基ト致シマシテ」「凡テノ問題ノ根本トナル事柄ガアリマス」、同じく第1回総会の田所委員の審議上での心得について文相の言う「先ズ根本ニナルヤウナ大キイ問題ニ就キ御考ヘヲ承リマシテ」と、山本(厚)委員、田所委員が、また第2回総会で松浦委員も言及していた「義務教育」(小学教育)に係る問題を中心に、第8回総会開催(4

月14日)に至る審議について取り上げてみよう。まず佐々井信太郎委員(教化団体(中央教化団体連合理事、大日本報徳社副社長))が、審議会での自らの立場を開陳する。「最初ニ私が発言ヲ許サレマシタ、甚ダ恐縮ニ存ジマスガ教育ノ刷新、内容及ビ制度ニマデモ亘ッテ全面的ニ刷新ヲ図ラウト云フニ付テ、如何ナル点ガ刷新スベキ事柄デアアルカト云フコトニ付テ……現代ノ教育ノやり方ガ元歐羅巴ニ発達シタ教育ト云フモノヲ大イニ参考ニシテ之ヲ日本化スルコトニ努メラレタノデアリマスカラ、其ノ教育思想ノ流れノ上ニ欧羅巴ニ於ケル教育経験ニ依ッテ出来上ガッタモノガ非常ニ多イト思フノデアリマス、サウ云フ為ニ生ジターツノ結果ガ我が国ノ民風ト合ハナイト云フヤウナ事柄ガアッテ、無理ニ其ノ方ニ引張ッテ行カウトセラレタヤウナコトガ何程カアルカト想像スルノデアリマス……国体ノ根本義ニ拠ッテ教育ヲスルト云フコトガ日本ノ根本デアアルコトハ申スマデモナイコトデアリマス……国体ノ根本義ニ付テ行ハレテ居ル事実ハ、今日日本精神ト云フモノヲ教育ノ上ニ強調セラレヨウトスル時ニ……個人主義的論理ノ上ニ日本精神ト云フモノヲ採用シタラバソレデ国体ノ根本義ガ徹底スルノデアリマセウカ……日本ノ国体ノ根本ト申シマスモノハ、幾ツモノ美点長所ガゴザイマセウガ、私ハタッターツデアルト考ヘテ居ル、ソレハ全国一家族ヲ成シテ居ル畏レ多イコトデアリマスガ皇室ヲ総御本家トシテ拜シ奉リ、国民ハ総分家デアルト考ヘテ居リマス、国ヲ挙ゲテ親子ノ関係デアル、斯ウ云フヤウニ思ッテ居ル者デアリマス、此ノ親子関係ノ中ニ生マレテ来タ所ノ特色ノアル国風ト云フモノハ世界中ニアリヤウガナイ……其ノ日本人ノ氣風ト云フモノガ、ソレガ一旦緩急アル時ニ現レテ世界無比ノ武力トナリマス……此ノ氣風ガ日本精神デアル、此ノ氣風ガ、何ト申シマスカ、之ヲ私共報徳ノ立場デハ、一円融合(21)ト申シテ居リマス、凡ソ現代ノ文明ハ対立抗争ヲ以テ最モ其ノ真相ヲ描キ得タ言葉デアルト存ジマスガ、此ノ対立抗争ト全然百八十度隔ッタ一円融合コソ我が国体ノ根本精神ヲ為スモノデアルト存ジマス……凡ソ如何ナルモノデモ現在ノ状態ヘ変化シテ参リマス場合ニ、是ハ変化デナクシテ生レルノデアル、新シイ生活ヲスルノデアル、此ノ新シイ生活ヲスル時ニ必ず二ツノ力以上ノモノガ自己ノ存在ヲ後ニハッキリト残サナイヤウニ融ケ合ッテシマッテ、即チ一円融合シテノミソレガ出来上ル、然ルニ「マルキシズム」ノ如キハ社会ヲ態々ニ割ッテ、之ヲ対立シタ階級ト考ヘテ、一方ヲ倒スコトヲ以テ新世界ヲ創造スルト主張シテ居ル、宇宙ノ事実トハ凡ソ懸ケ離レタモノデアル、斯様ナ立場カラ申シマシテ一円融合コソ宇宙ノ新シイ生活ガ生レテ行ク時ノ最モ重要ナル現象デアルト思フノデアリマス、此ノ宇宙ノ大法則ト我が皇国ノ国体ノ根本ニ流レテ居ル所ノ親子全ク一円融合スルコト、ガ合体スルノデアリマス、此ノ合致スル事柄コソ私共ハ教育ト云フコトノ最モ根本ヲ為スモノデアルト思フ、如何ナルコトヲ為スニモ一円融合ガナケレバ決シテ出来上ラナイ……此ノ国体ノ精神ガ教育審議会ニ表現致ス事柄ハ我国ノ教育ヲ刷新スル根本デアルト考ヘマス」。「宇宙ノ大法則ト我が皇国ノ国体ノ根本ニ流レテ居ル所ノ親子全ク一円融合スルコト、ガ合体スル」ことこそ「教育」の根本であって、この「教育審議会」は「日本精神」主義路線のもとに「国体ノ根本義ニ拠ッテ教育ヲスル」という役割を果たすものであると佐々井は長広舌を振るう。そして「只今ノヤ

ウナ根本問題ニ付テ審議或ハ熟談ヲ重ネテ参リマスノニハ私ハ相当ナ時間ガ掛ルト思ヒマス、或ハ間モナク特別委員会ニ廻サレルカモ知レマセヌガ、特別委員会ニ廻サレル前ニ斯ウ云フ根本問題ダケハ腹藏ナキ御議論ヲ拝聴シテ、各々思フダケノ意見ヲ述べマシテ其ノ問題ヲ決定シテ、然ル後ニ之ヲ成案トシテ戴キタイ斯様ニ希望する者デアリマス(22)」。そしてこの「根本問題」について論議した上で、特別委員会に委ねる方式での審議の展開を望むと言う。

第4回総会は1月20日に開催され、森岡常蔵委員(東京文理科大学長、前教学刷新評議会委員)が発言する。「私思ヒマスノニ、我が国ノ教育デ誇ルベキ点モ随分アリマスケレドモ、何ト申シテモ教育ノ本義ガチャント確立シテ居ッテ、教育ニ関スル勅語ノ御趣意ヲ以テ教育ノ本義ヲ樹テ、ソレデ下ハ小学ヨリ上ハ大学ニ至ルマデ此ノ国民的人格ノ養成ヲ中心ニ置イテ教育スルト云フコトニナッテ居リマスノデ、教育ハドウシテモサウアルベキモノデナケレバナラヌト思フノデアリマス。就キマシテハ其ノ基礎ノ教育デアル所謂国民教育ト申シマス初等教育、小学教育ノ方面デアリマスガ、是ハ従来其ノ教育ニ関係スル者ガ其ノ教育ノ本義ヲ大理解シテ其ノ事ニ力ヲ尽シマシタ結果ガ相当ナ成績ヲ挙ゲテ居ルト私ハ存ジマス、今日ノ事変ニ於テ支那ノ第一戦ニ就テ戦ッテ居ル兵士ナドモ無論一面ハ軍隊内ニ於テ行キ届イタ訓練ヲ受ケテ居ル結果モ固ヨリ大ナリト思フノデアリマスケレドモ極メテ陶冶性ノ強イ一陶冶ヲ受容レル力ノ強イ時ニ此ノ教育ノ本義デアル国体ノ本義ニ基ツイテサウシテ国民精神ヲ中心トスル教育ヲ受ケテ来タト云フコトガ余程其ノ将士ノ活動ノ上ニモ大イナル力ヲナシテ居ルモノダト信ズルノデアリマス、デアリマスガ我が国ノ事情ハ、益々躍進ヲシテ行カナケレバナラヌ、発展シテ行カナケレバナラヌ時デアリマスカラ、此ノ国民的人格ヲ作ルト云フコトハ今後一層強ク力ヲ尽ス必要ガアルモノダラウカト思ヒマス、ソレガ為ニハ国民教育ヲ更ニ一層充実シテ、サウシテ更ニ一層有効ニソレガ国民ノ頭ニ入ルヤウニ、又ソレガ国民ノ行動ノ上ニモ現レルヤウニ力ヲ尽スコトガ時勢ニ鑑ミテ今日大切ナコトデアラウト思フノデアリマス、平生委員ガ文部大臣在職ノ時ニ義務教育年限延長ヲ計画サレマシタガ(一引用者注一1936(昭和11)年7月4日広田内閣の平生夙三郎文相の主導で<義務教育八年制実施計画要綱>を決定。翌年6月4日第1次近衛内閣成立で、6月5日計画解消。)、其ノ当時カラ私ハ^{まこと}御尤ナ御考ヘダト思ッテ居ッタノデアリマス、何ト致シテモ総テノ教育ノ基礎ニナル土台ヲシッカリ造ッテ置カナケレバ此ノ文化ノ発達国運ノ発達ノ上ニモ非常ナ影響ヲ及ボスモノダト思フノデアリマス……各国ノ状況ヲ見マシテモ、英吉利ノ如キハ西暦一九一八年ニ五歳カラ十四歳マデノ九年間ノ教育ノ義務ヲ所謂「フィッシャー案」ニ依ッテ作ッテ居リマシタガ、一九三六年ニハ更ニ十五歳マデ延長シテ十箇年ノ教育ノ義務ヲ行フト云フコトノ案ガ議会ヲ通過シマシテ、ソレガ段々実施セラレルヤウニナッテ居ルト云フ事実ガアリマス、先達テモ青年学校ノ義務ト云フコトガアリマシテ、其ノ方ノコトハ無論必要デスガ、先ズ国民教育トシテ充実スル為ニ、相当年限ヲ延長シテ之ヲ十分充実セシメルト云フコトガ今ノ時代ニ於テ必要ダト思フノデアリマス」。「国民的人格ノ養成ヲ中心ニ置イテ教育」し、「教育ノ本義デアル国体ノ本義ニ基ツイテサウシテ国民精神

ヲ中心トスル教育」の「小学教育」を「国民教育」として一層充実させるのに「相当年限ヲ延長シテ之ヲ十分充実セシメルト云フコトガ今ノ時代ニ於テ必要ダト」強調する。例えば「英吉利」では、「一九三六年ニハ（五歳カラ）更ニ十五歳マデ延長シテ十箇年ノ教育ノ義務ヲ行フ」ことになっている。また「仏蘭西ノ如キモ従来小学校ニ於テ満六歳ヨリ十三歳マデ七箇年ノ義務教育ヲ実施シテ居リマシタガ、是又一昨年更ニ一年ヲ延長シテ十四歳マデノ八箇年ヲ義務トシヨウトシテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ事情ヲ考ヘマスト云フト、躍進日本トヨク言ハレテ居リマスガ、躍進日本ノ将来ヲ考ヘレバ此ノ国民教育ノ充実ヲ為スガ為ニ現在ノヤウナ六年デハマダ不十分ダラウト思フ、ドウシテモ八年ニ延長スルコトガ国運発展ノ立場カラ見テ急務デアルト私ハ考ヘルノデアリマス」。「仏蘭西」でも「一昨年（一引用者注一1936年）更ニ一年ヲ延長シテ（満六歳ヨリ）十四歳マデノ八箇年ヲ義務トシヨウトシテ居リ、日本でも「国民教育ノ充実ヲ為スガ為ニ現在ノヤウナ六年デハマダ不十分ダラウト思フ、ドウシテモ八年ニ延長スルコトガ国運発展ノ立場カラ見テ急務デアルト」、森岡は主張する。さらに続けて「画一教育ト云フ弊ガ大分多ク論ゼラレマス……画一教育ノ弊ト云フコトハ国民教育ノ範圍ニ於テモ大イニアルト私ハ信ジテ居リマス、詰リ其ノ土地ノ事情ニ応ジテ有効ナル教育ヲ為スヤウニスルコトガ教育ヲ實際化スル所以デアッテ、尚ホ又此ノ事情ニ即シテ教育スルコトガ或ル意味カラ言ウト愛^{まめ}国^め心ノ土台ニモナルト云フヤウニ考ヘルノデアリマス、大体国民教育ハ共通ト云フコトガ本義デアラウトハ思ヒマス、等シク国民ヲ教育スルト云フコトデハアリマスケレドモ、併シ其ノ間ニ於テモ多少ノ弾力性ヲ帯ビサセテ、土地ノ状況ニ依ッテ斟酌スルヤウナ弾力性ノアルコトガ教育ヲ實際的ナラシメ且有効ナル教育ヲ為サシムル訳デアラウカト思フノデアリマス……勿論国民教育デスカラ大ナル融通ヲ付ケルコトハ出来マスマイケレドモ、全体ノ中ノ一割ノ教授時数ハ適當ニ地方ニ応ジテ加減シテヤリ得ルヤウニ途ヲ作ル方ガ却ッテ国民教育ヲ有効ナラシメル所以デアラウカト思フノデアリマス、又東京ナリ其ノ他ノ市街地ノ子供ハ甚ダ自然物ノ知識ニ乏シイ、麦^{まめ}菽^めヲモ弃ゼザル子供ハ随分アル、併シナガラ農村ノ子供ナラバサウ云フコトハ子供ノ時カラ心得テ居ルト云フヤウナコトモアルノデスカラ、ソレヲ同ジ教科課程ニ依ッテ同一時間デ必ず之ヲヤレト云フコトハ、是ハ真ノ国民教育ヲ為ス所以デハナイト思フ、土地ニ即シテ適當ニ或ル割合ノ融通ヲ為シ得ルヤウニシテ所謂画一教育ノ弊ニ墮スルコトヲ矯メルコトガ必要デアリハセヌカト思フノデアリマス（23）」と言う。「教育ヲ實際化」し、土地の事情に応じた教育は「愛^{まめ}国^め心ノ土台」を培うことにもなる。郷土の自然や文化を教材にして、郷土の社会に足場を置き、郷土愛をもって郷土と祖国に奉仕する人間形成（郷土教育）を目指すには「土地ノ状況ニ依ッテ斟酌スルヤウナ弾力性ノアル」適切な「教科課程」を編成する必要があると言うのである。

第73回通常議会閉会（3月26日）後の4月7日、第5回総会（この回から2月16日就任した2代総裁・原嘉道議長。）が再開された。田中穂積委員（早稲田大学総長、前教学刷新評議会委員・特別委員）が意見を述べる。「私ハ学校教育ダケニ限りマシテ……根幹トナッテ居ル小学教育カラ上ハ大学教育ニ至ル主ナル点ニ付テダケ私

見ヲ申上ゲタイト存ジマス……（「小学教育」は）今日世界ノ主ナル国ノ教育ノ状態ヲ比較シテ考ヘテ見マシテ……私ハ結論カラ先ニ申シタイノデアリマスガ、全ク時代遅レデアルト論断セザルヲ得ナイト思フノデアリマス……他ノ一等国ト比較ヲシテ日本ノ教育ガ時代遅レデアルト云フヤウナ論断ヲ何故ニスルカト申シマスト、〈全国壮丁ノ教育状況〉ヲ読ンデ見マスト云フト、昭和十一年、即チ一昨年ノ壮丁ノ学力調査……検査ヲ受ケマシタ壮丁ノ総数ハ六十三万九千人……其ノ問題ガドウ云フ問題デアッタカト申シマスト、算術ノ中ノ問題ハ……「此処ニ二十四米ノ縄ガアル、其ノ二十四米ノ縄ノ中四分ノ一使ツタガアト何米残ルカ」ト云フ質問デアッタサウデアリマス、所ガ其ノ質問ニ答ヘ得ナカッタ者ノ総数ガ、十七万三千人（一引用者注一受検者の約27%）ノ多キヲ算^{かぞ}ヘテ居ルノデアリマス……小学ノ児童デハナイ、既ニ丁年ニ達シタ壮丁ニシテ算術ノ学力ノ低劣ナル斯ノ如クデアッタト云フノニ私ハ驚カサレタノデアリマス、又公民科ノ質問ハ「租税ハ国ニ必要ナ費用トシテ国民ガ負担スルノガ当然デアルカラ納メル」（一引用者注一大日本帝国憲法第二条 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス）ト云フ此ノ意味ノ分ラナカッタ壮丁ノ総数ガ十九万八千人（受検者の約31%）ノ多数ニ達シタノデアリマス……一体何故ニ斯ノ如ク壮丁ノ教育程度ガ劣ッテ居ルカト云フコトヲ考ヘテ見マスト云フト、何トシテモハ義務教育ノ年限ガ短カ過ギル……是ハ既ニ小学教育ヲ検討サレル人々ハ何人モ言ハレテ居ルコトデアリマスガ……小学ニ於テ授ケマス教材ガ日本ノ小学ノ如ク多種多様ニシテ豊富ナモノハ私ハ西洋ニ於テハ余リ見ルコトガ出来ナイト思フノデアリマス……例ヘバ国語、国語ト申シマシテモ日本ノ事柄バカリデハナイ、支那、西洋ト広ク或ハ印度カラ参リマシタ仏教思想ト云フヤウナモノマデモ国語ノ中ニ入ッテ居ルノデアリマス、又算術ト申シマスト、尺貫法ノ外ニ「メートル」法ト云フモノガアルコトハモウ私ガ申スマデモナイノデアリマス、歴史、国史ト申シマスト、三千年世界最古ノ国デアリマスカラ、長サノ上カラ申シマシテモ其ノ豊富デアルコトハ是亦論ヲ俟タナイノデアリマス、地理ト申シマスト是亦今日ニアリマシテハ朝鮮、台湾、滿州ハ勿論、何トシテモ支那ノ地理ト云フモノモ相当ニヤラナケレバナラナイ訳デアリマス、而シテ理科ト云フ科目ニナリマシテハ、日進月歩殆ド止マルコトヲ知ラザル勢ヒデ理科其ノモノ、学問ガ進歩ヲスルノデアリマスカラ、内容ハ豊富ニナラザルヲ得ナイノデアリマス、図画ト云フモノデハ専ラ洋式ノ画デアリマスガ日本画モ試ミテ居ル所ガアリマス、音楽ハ専ラ洋式デアリマスガ、体操ハ西洋式ノ体操ノ外ニ、日本固有デアリマス柔剣道ト云フヤウナモノガ段々普及ヲ致シテ居リマス、女子ニ付テ申シマスト云フト、裁縫ハ和式裁縫バカリデナイ、洋式裁縫モ授クルト斯ウ云フ訳デアリマスカラ、斯ノ如ク教材ノ豊富多端ナルモノハ恐ラク西洋ノ小学校ニ於テハ私ハ見ルコトハ出来ナイ現象デアラウト思フノデアリマス、而シテ茲ニ私ハ六年制度デ困ッタ問題ハ、僅カニ十二歳ノ児童ニ對シテ国体ノ本義、国家組織ノ内容ヲ了解ヲサセルト云フコトハ、是ハ余程至難ナコトデアラウト思ヒマス……勿論記憶ハ致シマセウ、鵜呑ニシテ記憶ハ致シマセウ、ソレヲ十二歳ノ小兒ニ對シテ了解ヲサセルト云フコトハ、是ハ如何ニ立派ナ教師ガ其ノ局ニ當タリマシテモ事頗ル至難ナリト思フノデアリマス……何

ト申シマシテモ日本ノ教育制度ノ上デ最大ノ欠陥ハ小学教育デアルト存ジマス(24)」。全国の壮丁学力調査結果からその教育程度が劣っているのは「六年制度」の「義務教育ノ年限ガ短カ過ギル」からであり、このことやまた小学校で取り扱う教育内容や多種多様で豊富な教材をただ鵜呑みにして記憶させる教授法について「日本ノ教育制度ノ上デ最大ノ欠陥ハ小学教育デアル」と論断する。

翌8日第6回総会で林博太郎委員（元東京帝大教授、前満鉄総裁、貴族院議員（非職権委員））が発言する。「日本ノ教育ノ目的ト云フモノハ既ニ一貫シテ居リマス、然ルニ教育ノ實際ヲ見マス、何時ノ間ニカ二元論ニナッテシマツタ、之ヲ一元化シテ、而シテ我が肇国ノ精神ニ依ッテ国民道徳ヲ中心トシタ教育ニ復帰シテ行カナケレバナラナイト云フコトニ付テ一言シテ見タイノデアリマス、即チ学校教育ト申シマスモノハ、教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ニ従ヒマシテ、国体ノ本義ヲ明徴ニシ、国民道徳ヲ會得セシメ、其ノ実践躬行ニ導クコトヲ要スルト云フ修身科ノ教材ニアル通りダト思ヒマス、即チ忠孝一本ノ国民道徳、之ヲ明ラカニシ、大義明分ヲ明ラカニシテ国運ノ進展ニ資シマシテ、国民各自ガ邦家ノ為ニ我が国ノ文運ノ為ニ、其ノ増進スルコトニ努力スベキデアルト思ヒマス……併シナガラ實際ヲ御覧ニナッテ見ルト云フトドウデアリマスカ……並米利加流ノ職業教育ト云フモノハ道徳ハ第二ニシテ、人生ノ職業ヲ基礎トシタモノデアル、故ニ職業教育ハ入レルコトハ出来ナイ、普通教育ノ方面ヲ主トシテ我が国家ニハ採用シナケレバナラナイト云フ意味カラ、之ヲ基礎ニシテ学校ノ組織ガ出来タノデアリマス……實際ノ教育ノ趨勢ハドウデアルカト云フト、漸次ニ職業教育、職業化ト云フコトガ悲シムベキ結果トシテ起ッテ来タコトハ御承知ノ通りデアリマス、是ニ二元論ガ起ッテ来タト私ハ思フノデアリマス、此ノ二元論ヲ一ツニスルニハドウスルカト云フト、即チ初メニ述ベマシタ如キ修身ノ項目ニアル如ク、国民道徳、即チ忠孝一本ノ道徳ヲ基礎トシタ所ノ肇国ノ精神ニ依ッテ教育ヲ施ス、是ニ一貫シタル所ノ学校教育ヲスルト云フノハ、是ハ明瞭ナコトデアリマス」。そして「方法論ニ於テモ……第一ハ教材ノ整理デアリマス……子供ニ無理ニ暗記サセテ、注入主義ニ依ッテ教育スルト云フコトモイケナイ……我が国ニ於ケル小学校ハ非常ニ進ンデ居リマス……一等国ノ国民トシテ知ラナケレバナラナイ最小限ノコトハ小学校デハ教ヘナケレバナラナイ、故ニ出来ルダケ質ノ良イ教材デ出来ルダケ多量ニ教ヘナケレバナリマセヌ、併シナガラ其ノ多量ガ分ヲ過ギテ余リニ腹満シテ、而シテ児童ヲ苦シメルト云フ今日ニ状況ハ甚ダ悲シムベキモノデアルト思ヒマス……教材ガ多過ギルト云フコトカラ申シマスナラバ、私ハ嘗ツテ大正七年以来永ラクノ間理科教育ノ方ノコトヲヤリマシテ、理科ノ教授法ニ付テ日本全国ノ小学校ノ教材ニ付テ研究シテ居ッタコトガアリマス、而シテ教授ノ實際ヲ見タコトガアリマス、其ノ時ニ私ガ見タ結果カラ言フト、二時間ノ授業ガ二時間デ終ッタコトガナイ、一時間ノ予想サレタ授業ガ一時間で終ッタコトガナイ、如何ニ小学校ノ教育スベキ分量ガ現在ノ状況デハ多過ギルカト云フコトハ之ニ依ッテ証明サレテ居リマス……即チ理科ダケデ言ッテ見テモ化学モアレバ物理モアル、鉱物モアル、動物モ植物モアル、氣象ノコトモアル、ソコハ仲々大変ナモノデアルカラ……之ヲ四年、五年、六年特ニ小学校ノ五年、六年デアリマスガ、

ソレデ全部ヲ教ヘヨウト云フノdealカラ余程技能ヲ要シマスシ、余程天才ノ技能ヲ要スル訳deal、又実験ナドヲスルコトニ付キマシテモ、物理ノ実験、特ニ化学ノ実験ノ如キハ非常ニ困難ナモノデアリマス……一時間教ヘル前ニハ先生ノ苦心ト云フモノハ容易ナコトデナイ、斯ウ云フ教授法ト云フコトニ付テ今日大イニ考ヘテ行カナケレバナラナイト云フコトヲ私ハ感ジタノデアリマス……大体ニ於テ今日ノ非常ナ重荷deal教育ト教材ヲ出来ルダケ輕クシテ而モ今日ノ文化ニ後レナイ、斯ウ云フコトヲ考ヘルコトガ必要ダト云フコトヲ申上ゲレバ良イノデアリマス／第二ニハ教授法ノ改善デアリマス、教材ヲ如何ニ上手ニ配列シ、如何ニ上手ニ按配致シマシテモ教授法ガ下手デアレバ何ニモナラナイ……此ノ教授法ノ革新ト云フコトハ非常ニ必要ナコトデアルト私ハ思フ、マダ日本ノ人ニハ父兄ヲ始メトシテ教ヘテ呉レ、バ良イト云フコトヲ言ウ人多イ、教育デモ教授デモ、教ヘルト云フコト、学ブト云フコトガキッチリ合ハナケレバ教育ニナリハシナイ、学ブダケノ素養ノナイ者ニ教ヘテ見タ所デ入り込ムモノデハナイノデアリマス、ソレヲ無理ニ入レルカラ注入主義ニナッテ来ル、教ヘルト云フコト、学ブト云フコトガ一緒ニナッテ、先生ハ教ヘ、生徒ハ学ブ又或ル時ハ先生ハ生徒カラ学ブベキdeal (25)」。日本の学校教育の目的とするところは「忠孝一本ノ国民道徳、之ヲ明ラカニシ……国民各自ガ邦家ノ為ニ我ガ国ノ文運ノ為ニ」努めることにあるが、その学校教育は「普通教育」を施し国民としての基礎形成を為すはずが、「亜米利加流ノ職業教育ト云フモノハ道徳ハ第二ニシテ、人生ノ職業ヲ基礎トシタ」職業教育の勢いに押されて教育の二元論を来している。これを一元化しわが国の学校教育の目的とするところに立ち返るべきであると言う。そして教育方法論に話が及び、教材の精選と教授法の改善が展開される。

第7回総会は4月13日開催された。香坂昌康委員（教化団体（日本連合青年団・日本青年館理事長）、前東京府知事）は言う。「私カラ今更申スマデモナク現在ノ時局ハ極メテ重大デアリマシテ……此ノ重大ナル時局、而シテソレハ相当長ク続キ、又其ノ深刻サヲ益々マシテ来ルト思ハレル所ノ今日ノ此ノ時局ニ鑑ミ……如何ナル国民性格ヲ要スルカ……何ト致シマシテモ困難ヲ切抜ケテ行ク一困難ヲ避ケルト云フヨリモ如何ナル困難ガ来テモ之ヲ克服シテ行クダケノ国民に雄渾ナル気魄ト剛健ナル気風ヲ作興スルト云フ事ガ現時最モ必要ナルコトデアルト云フコトヲ感ズル次第デアリマス、此ノ事ニ付キマシテハ私予テ、徳育・知育・体育ノ三ツ何レモニ含マレテ居ルモノデアリマスガ気育ト云フコトガ必要デアルト考ヘテ居リマス……学校教育ニ之ヲ考ヘテ見マスト私ハドウシテモ教員ノ気魄ガアルト思ヒマス……私今日ノ時局ヲ考ヘマシテ、真ニ日本ノ期スル目的ヲ達シ得ルヤ否ヤハ一ニ本当ノ国民ノ底力デアルト考ヘマス……ドウシテモ此ノ底力ヲ養ッテ行ク、心ノ力ヲ養ッテ行ク、実践力ヲ養ッテ行クト云フコトガ今日最モ必要デハナイカト考ヘマス次第デアリマス」、「更ニ今日ノ内外ノ情勢ナリ其ノ他ノコトヲ考ヘテ見マスト、満州国ハ成立致シ、支那ニ於キマシテモ既ニ北支・中支ニ於テノ文化工作、政治工作モ始マリツ、アル今日ト致シマシテ、日本ノ国民ノ素質、国民性格ノ上カラ考ヘマシテ、日本ノ国民トシテ更ニ大ヲ加ウルト云フ見地カラ申シマスト、相当考ヘナケレバナラナイ点ガ多イノデハナイカト考ヘ

マス……南京ノ陥落後ニ於キマシテ亜米利加ノ新聞アタリニ報ゼラレ非難セラレマシタ事柄、是等ハ外国ノ人々ガ針小棒大ニ伝ヘラレタコト、思ヒマスケレドモ……若シ之ヲ真ニ考ヘテ見マシテ、日本ノ国民ノ将来ノ性格ノ上ニ少シデモ考ヘナケレバナラナイ点ガ存在致シテ居リマシタト致シマシタナラバ……ソレニ付キマシテ此ノ教育審議会ノ如キ……教育ノ大本ヲ議セラル、^かスカル会議ニ於キマシテ……スカル席ニ於イテコソ……教育ノ根本ニ対シテ是等ノコトヲ十分ナ考ヘヲ致サセル必要ガアルト考ヘマス……是等ノコトニ付キマシテハ、一言ニ申シマスレバ、本当ノ日本精神ヲ昂揚スレバ良イノダ、公明正大剛健ナル日本精神ノ昂揚ニアルト云フ一言ニ尽キルト存ジマス(26)」。今日の時局を踏まえ国民性の陶冶を図るために「雄渾ナル気魄ト剛健ナル気風」が最も求められておりそれには「気育」が不可欠であり、「国民ノ底力」を培うことである。さらに内外の情勢から「日本ノ国民トシテ」教育の根本である「日本精神ノ昂揚」こそがこの審議会で論議されるべきだと言うのである。

つぎに下村寿一委員(東京女高師校長)の発言を取り上げてみよう。「第一ハ社会教育ノ振興拡充ト云フコトデアリマス……学校ト云フモノガ教育制度ノ中枢ニナッテ居リマスカラ、教育改善ノ問題モ主トシテ学校教育ノ改善問題ニ余程重キヲ置カナケレバナラヌノデアリマスガ、私ハ今日ノ我が国ノ情勢、殊ニ事変後ニ於ケル我が国ノ比較的大発展ト云フコトヲ考ヘマスト、学校教育ノ改善ダケデハ到底時代ノ要求ニ即応スルコトガ困難デアルト存ジテ居リマス……世界大戦(一引用者注一第1次世界大戦1914(大正3)7月28日~18(大正7)年11月11日)後独逸ニ於キマシテ……今日ハ御承知ノ通り非常ニ社会教育ヲ重ンジテ居ルヤウデアリマシテ、嘗ツテハ毎週土曜日学校ノ授業ヲ休ンデ、社会教育ニ参加サセテ居ルト云フコトデゴザイマス……近頃学年ノ短縮ヲ行ッテ居リマス、此ノ学年短縮ノ理由ハ、ヤハリ一学年ヲ短縮シテ社会教育運動ニ総テノ青少年ヲ参加サセルト云フ趣旨ト聞イテ居ルノデアリマス……ソコデ我が国ノ社会教育ノ現状ヲ見マスト、如何ニモ經常費ガ貧弱デアリ機構モ不十分デアリマス……特ニ各社会教育ノ団体或ハ機関ノ「イデオロギー」ト云フモノガ区々デアリマシテ……其間相互ノ脈絡統一ト云フモノガ甚ダ一貫シテ居ラヌヤウニ思フノデアリマス、是ハヤハリ学校教育ニ於キマシテ教育ニ関スル勅語ガ学校教育ノ根本トナッテ、学校ガ其ノ奉体^{ママ}ノ教場トナッテ居ルト同ジヤウニ、勿論社会教育モ其ノ通りデナケレバナリマセヌガ、社会教育ノ指導原理、指導精神ト云フモノヲシッカリ立テ、サウシテ文部省ノ係リニ於テ縦ノ統制ト横ノ連絡ト云フモノヲシッカリ立テ、戴キタイ、サウシテ右ニ学校教育ヲ揚ゲ、左ニ社会教育ヲ揚ゲテ今後ノ国家ノ発展ニ対応スルヤウナ社会教育ノ陣容ヲ拡大強化シテ戴キタイト思フノデアリマス」。『学校教育』と相まってまず『社会教育ノ振興拡充』を図り『今後ノ国家ノ発展ニ対応』しなければならないと言う。「ソレカラ次ニハ体育ノ問題デアリマス……教育ヲ知育、徳育、体育ト三ツニ分ケルナラバ、本当ハ全体ノ分野ノ三分ノ一位ヲ占メテ良イダラウト思フ、所ガ学校ノ体操ノ時間ト言フノガ甚ダ足りナイ、小学校ニ於テハ御承知ノ通り低学年一一年、二年位デ僅カニ四時間、ソレカラ上ハ三時間……ソレダケノ体操ノ時間デ学校ノ体育ヲ受持ッテ居ルト云フヤウナコトデアリマシテ、児童ガ体育ヲ楽

シンデヤル時ガナイ……出来ルナラ体操ノ時間ヲ増シテ戴キタイ、若シソレガ不可能デアルナラバ、一時間デナクテモ宜シイカラ毎日若干ノ時間ヲ体育ノ為ニ費スヤウニシテ戴イタラドウカト云フコトヲ予テカラ考ヘテ居ルノデアリマス……願クハ体育振興ト云フコトニモットモット御力添ヲ願ヒタイト思ヒマス、殊ニ申上ゲタイノハ、女子ノ体育、此ノ事ガ非常ニ閑却サレテ居ル、国民ノ体位ヲ向上サセ健康ヲ良クスル為ニハ、其ノ母体デアル女子ノ体育、此ノ事ガ非常ニ閑却サレテ居ル、国民ノ体位ヲ向上サセ健康ヲ良クスル為ニハ、其ノ母体デアル女子ノ体位ヲ良クシナケレバナラヌコトハ当然ノコトデアリマスガ、是ガ甚ダ閑却サレテ居リマシテ洵ニ振ハナイ……僅カニ私共ノ学校ニ昨年小規模ノ体育科ト云フモノガ出来マシテ指導者ノ養成ノ途モ始メテ開カレタト云フ訳デアリマスガ、特ニ女子ノ体育ノ振興、是ハ次代ノ国民ノ母体デアリマスカラ、此ノ振興奨励ト云フコトニ付テ特別ニ考ヘテ戴キタイノデアリマス」。それからつきに特に「女子ノ体育」の問題を取り上げてその振興奨励を強調する。そして「教育ト政治トノ関係、教育ト社会ノ動キトノ関係、斯ウ云フコトニ付キマシテ……吾々實際教育ニ従事スル者ト致シマシテハ聊カ惑ヒヲ生ジタ点モアルノデアリマス……私共教育者ハ国是国策ト決マツタモノ、遂行ニハ徹底的ニ努力ヲシナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、是ハモウ教育ノ使命デアリマス、ダガ所謂政治問題トカ、社会ノ動キト云フモノハ国是、国策ト決マルマデノ過程中ノモノデアリマス……教育者デサウ云フ問題ニ全然無関心デアルノハイケマスマイケレドモ……サウ云フ問題ヲ学校ノ教育内ニ持込ムト云フコトニナリマス、是ハ教育ヲ活カスノデナクシテ、教育ヲ困難ニ導ク虞ガアルト私共ハ考ヘテ居リマス、ソレデアリマスカラ学校ノ實際化、社会化、政治ノコトモ言ハナケレバイカヌト云フ御説モ、斯ウ云フ点ニ於キマシテハ吾々教育者ノ考ヘ方モ申上ゲタイト思ウテ居ルノデアリマス」。そして学校教育に實際携わる教育者の立場から「教育ト政治トノ関係、教育ト社会ノ動キトノ関係」について胸襟を披歴する。さらに「画一打破ト云フコトガ屢々唱ヘラレル……日本国民トシテノ性格ヲ陶冶スル、サウ云フ為ニハ地方的ノ区別トカ個人的区別トカ言フモノニ依ッテ甲乙ガアッテハ相成ラヌ、何処マデモ是ハ画一的ニ私共ハヤッテ行キタイノデアリマス、即チ国民教育タル小学校ナドニ於キマシテハ、主要学科目ト云ヘバ修身、国語、地理、歴史等デアリマスガ、斯ウ云フモノハドウシテモ画一的ニヤラナケレバナラヌ、其ノ為ニ教科書ナドモ国定デ画一サレルト云フコトハ極メテ望マシイコトノヤウニ考ヘテ居リマス……尤モ教育ト云フモノガ地方ノ實際ニ適スルト云フコトハ極メテ必要であります……郷土科ト云フヤウナモノヲ設ケルノモ宜シイト思ヒマス、又教育上個性尊重ノ必要ナルコトハ申スマデモアリマセヌガ、画一的ト云フコトガ教育制度上ノ大イナル欠陥デアルヤウニ考ヘマシテ、無条件ニ画一打破ト云フコトヲ教育改善ノ主義トシテ採リマスコトハ、大切ナル国民性陶冶ノ上ニ於テ頗ル懸念ガアルト私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス」。さらに「無条件ニ画一打破」するのではなく、教育の「地方ノ實際ニ適スルト云フコト」、また「教育上個性尊重ノ必要ナルコト」を唱える。「最後ニ知育偏重ノ声デアリマスガ……徳育、体育ヲ重ンゼヨト言フノハ宜シイ、ソレハモウ当然ノコトデアリマスガ、知育偏重ノ弊ヲ矯メヨト言ウテ教育者ニ

号令スルノハ如何デアリマセウカ、知育偏重ノ弊ヲ叫ブ人ノ真意ハ、無暗ナ詰込主義ヲヤッテハイカヌト云フコトデアラウト思フ、ソレナラ洵ニ御尤デアリマシテ、ソレハ吾々實際ノ教育ニ従事シテ居ル者モ其ノ憂ヒヲ同ジウシテ居ルノデアリマス(27)」。さいごに「知育偏重ノ弊ヲ叫ブ人ノ真意ハ、無暗ナ詰込主義ヲ」することを諫めていると言う。

そして翌14日に第8回総会が開催された。吉岡弥生委員（東京女子医専学校長、中央社会事業委員会委員）が発言する。「一国ノ文化ノ根源ヲ養フニハ男子ノ教育ト女子ノ教育トノ均等ヲ図ルニアルト私ハ斯ウ断言シタイト思ヒマス……教育ハ男子ニダケスレバ良イチャナイカ、女ノ教育ハ必要ハナイチャナイカト云フヤウナ御感ジモアルカモ知レマセヌケレドモ、併シ茲ニ於テ私ハ非常ニ考ヘナケレバナラナイコトダト思ッテ居リマス、ソレハドウシテカト申シマスト、今日ノ我が国ノ文化ハ全ク欧米物質文化ヲ採入レタコトデゴザイマシテ、精神文化ト云フノガ閑却サレテ居ルヤウニ思ヒマス、随ッテ日本ノ国体ガドウデアルカトカ、自分ハ日本国民デアルトカ、家族制度ノ尊重トカ、国体ノ尊厳トカ云フコトヲ忘レテ居ルヤウナ輩ガ多クハナイカト思ヒマス……外部ニ当ル男子ノミノ教育ニ熱中シテオイデニナッテ、内面ヲ固メル所ノ女子ノ教育ヲ閑却シタト云フコトガ本當ニ茲ニヨク現ワレタノデハゴザイマスマイカ……私ハ此ノ審議会ニ於キマシテ、女子ノ教育ト云フコトヲモウ一層重キヲ置イテ、戴キタイト思ヒマス、過半青年学校ガ義務制ニナリマシタ際モ、是ハ何カノ都合デゴザイマシタデアリマセウガ、男子ノミト云フヤウナ差別ガゴザイマシテ、斯ウ云フ際ニハモウ一ツ女子ヲドウシヨウト云フコトヲ、御考ヘニハナッテオイデニナリマセウガ、御発表ニナル時ニハ斯ウ云フ差別ヲナサイマセヌヤウニ御願ヒシタイトトヲ申上げマシタノデゴザイマス……聞キマス所ニ依リマスト、女子ガ義務教育ヲ卒ヘマシテ、サウシテ中等学校ヘ入リマス者ハ二〇%ダト云フコトヲ伺ッテ居リマス、サウスルト八〇%ノ女性ガ今ノ六年制ノ義務教育デ是デ本當ノ子女ノ教養ガ出来マセウカドウカ、之ヲ一ツ考ヘネバナラヌト思ヒマス……丁度女子ハ其ノ当時十三位ノ時ニハ身体ノ変化期デゴザイマス、ソレヲ青年学校ニ致シマスト、或ハ工女ニヤルトカ、或ハ守ニヤルトカ致シマシテ、何カ致シマシテ其ノ傍ラニナリマスカラ、仮令義務制トナリマシタ所ガ満足ナ教育ハ出来マスマイ……是ハ男子デモサウダト私ハ思ヒマスガ、僅カ六年デ、アト何カ職業ニ従事ヲシテ其ノ傍ラト云フコトハ、今發育盛リノ、發育セントスル体力ニハ是ハ随分無理ガ生ジマシテ、将来国民ノ体位ノ低下ニナリハシナイカト云フコトヲ考ヘマスノデアリマス、随ッテドウシテモ義務年限ヲ延長ニシテ戴キタイト、是ハ女子ニハ特ニ一層ソウイフ感ジガ致シマスノデス/次ニ社会教化ト致シマシテ青年団デゴザイマスガ、男子ノ青年団ハ今實ニ澆刺トシテ本當ニ躍進シテオイデニナルト思ヒマス、サウシテヤハリ社会人トシテノ活動モ御出来ニナルシ、個人トシテノ修養モ出来テ居ルヤウニ思ヒマスガ、女子ノ方ハ組織モ遅クハゴザイマシタガ、又中枢ニ居リマス私共ノ微力ノ関係デゴザイマセウガ、到底男子ノ方ニハ及バナイヤウナ今日ノ現状デゴザイマス、ソレヲ何カ政府ニ於キマシテモ差別待遇ヲナサイマシテ、補助金等ニ於キマシテモ女子ニハ三分ノ一シカナイヤウナ現状デアリマス、此ノ

女子ノ義務教育ヲ終ヘテ中等学校ニ進ミ得ナイ所ノ八〇%ノ者ヲモウ少シシッカリシナケレバ此ノ現状ハ本當ニ危イモノデアルト云フコトヲ痛切ニ感ジマスノデゴザイマスカラ、此ノ点ヲ御考慮ヲ願ヒタイト思ッテ居リマス (28)。「女性が今ノ六年制ノ義務教育デ是デ本當ノ子女ノ教養ガ出来マセウカドウカ……ドウシテモ義務年限ヲ延長ニシテ戴キタイ、是ハ女子ニハ特ニ」そのことが不可欠である。そして「社会教化ト致シマシテ青年団デゴザイマスガ……女子ノ義務教育ヲ終ヘテ中等学校ニ進ミ得ナイ所ノ八〇%ノ者」への取り組みは急を要すものであり、また「一国ノ文化ノ根源ヲ養フニハ男子ノ教育ト女子ノ教育トノ均等ヲ図ル」ことであると断言する。

また下村宏委員 (言論界代表 (前朝日新聞社副社長)、大日本体育協会会長、元台湾総督府民政長官、貴族院議員 (非職権委員)) も「義務教育ヲ (二年) 延長スルト云フコト」の必要性を言う。「過般来度々問題ニナッテ居リマスガ小学校ノ教育ハ短キニ失シテ居ルノミナラズ、少数ノ上級ヘ行ク者ノ教育ニ専ラニナッテ居ル嫌ヒガアリマスカラ、更ニ之ヲ二年延長スルト云フコトハ随分各方面ニ行キ渡ッテ居ル意見デアリマシテ、私モソレヲ支持シテ居リマス、先程吉岡委員カラ女子ノ其ノ必要ニ付テハ極メテ痛切デアルト云フコトヲ話サレタノデアリマス、又昨今徴兵ニ応ジタ人達ノ訓練ニ対シテモ、在来ト其ノ使フ兵器ノ複雑ナル点ノミカラ見テモ、小学校ノ卒業程度デアッテハ兵士ノ訓練ニモ物足りナイト云フコトヲ当路ノ人カラ聞イテ居リマス、何レカラ見マシテモ此ノ義務教育ヲ延長スルト云フコトガ必要ト思ヒマス、現ニ近来青年学校ノ改善充實ニ付テ当局モ之ヲ決行サレ、各方面デモ之ニ賛成ノ意ヲ表シテ居ルノモ其ノ必要ヲ裏書キシテ居ルモノト思フノデアリマス」。そして「是ハ私ガ体育協会ニ関係シテ居ルカラ申スノデハアリマセヌ、積年ノ持論デアリマスガ、今ノ日本国民ノ一番大キナ欠点ハ吾々ノ平均寿命ガ欧米人ニ比較シテ約十年程短イト云フコトデアル、是ハ由々シイ問題デアル、ソレガ段々追付イテ行クノナラバ良イノデアリマスガ、追付イテ行カナイノデアリマス、是ハ要スルニ乳児、幼児ノ死亡率ガ高イ、又幼年青年ノ死亡率ガ高イカラ全体ノ平均ガ落ちて来テ居ルノデアリマス、吾々約二十年位ノ歲月ハ予備時代ニ使ッテ、ソレガ社会デ働ク時間二十年ノ違ヒヲ見ルト云フコトハ是程大キナ損失ハナイノデアリマス……殊ニ結核ノ患者ハ年々増シテ行クノデアリマス、各国ト死亡率ヲ比較スレバ日本ハ三倍以上ニナッテ居ルノデアリマス、ソレガ各国デハ年々減ッテ行クノデアリマスガ、日本ハ逆ニ増シテ居ルノデアリマス、是ハ御承知ノヤウニ殊ニ青年幼年時代ニ一番伝染シテ、又ソレガ病毒ガ拡ガルノデアリマスカラ、此ノ間ノ是等ノ衛生ニ関スル知識、又訓練ト云フコトガ極メテ必要ダト思ヒマス……殊ニ小学校ハ教員ガ約二十五万人位デアリマスガ、今日結核ノ患者ガ六千人ヲ超エテ居リマス、毎年五、六百人ハ小学校教員ハ結核デ倒レル、ソレガ一番伝染リ易イ児童ニ伝染ッテ居ルノデアリマス」。そして「今ノ日本国民ノ一番大キナ欠点 (平均寿命ガ欧米人ニ比較シテ約十年程短イ、殊ニ結核ノ患者ハ年々増シテ行ク)」について論じる。「ソレカラ終リニ日本ノ大和民族、吾々ガドウ云フコトヲ考ヘナケレバナラヌカト云ヘバ、今憲法治下ノ民トシテ、親シク日本国民トシテ台湾ノ本島人モアリ、朝鮮人モアルノデアリマス、更ニ満州ト云ハズ、支那蒙古ニ向ッテ益々其ノ接触

ハ緊密ニナッテ来テ居ルノデアリマス、随ッテ日本トシテ是等ノ各方面ト緊密ニナレバナル程御互ニ理解ヲ進メテ行カナケレバナラヌ……今満州事件ト云ハズ支那事變ト云ハズ、斯ウ大キナ出来事ガ起レバ起ル程……各方面ニドンドン進出スルト云フ此ノ気分ヲ養成シタイト思フノデアリマス。「何レニシマシテモ是カラ特別委員会ニ移ルサウデアリマスガ、ドウカ今度ハ知識ナリヲ十分ニ集メラレルト共ニ、熟慮モ熟慮デアルガ……是非断行ヲシテ戴キタイ (29)」。

以下の2人(山本厚三委員、田所美治委員—いずれも第1回総会で発言があった。)—をもって、通告のあった委員の発言が終了する。

山本(厚)委員は言う。「今後審議ヲ進メテ行ク上ニ付テ当局ニ御願ヲシテ置キタイ点デアリマス……此ノ諮問案ニ対スル御意見ハ……我が国ノ教育ノ根本精神カラ各種ノ教育等ニ対シテ……諮問会議デアリマスカラデアリマセウガ、政府ノ当局ノ御意見ト言フモノハ殆ド分ラナイ、総テ諮問会議ハ諮問ニ対スル委員ノ意見ヲ聞イテ、其ノ答申ヲ待ッテ政府ガ行フ一行フカ行ハナイカ分リマセヌガ、大概ハ行ハナイ場合ガ多イノデアリマスガ参考ニナルノデアリマスカラ、勿論政府ガ御意見ヲ述ベル筈ハアリマセヌ、ソレデ宜シイノデアリマスガ、大体ニ於テノ御意見ハ是カラ先ハ御述ベニナッテ、無論特別委員会ヲ御開キニナレバ其ノ席デー問一答式ニソレゾレノ問題ニ対スル政府ノ御意見モ御述ベニナルノデアラウト思ヒマスガ、ドウモ唯意見ヲ述ベタモノヲ纏^{まと}メルダケデハ少シモ実行ハ伴ナハナイ……例ヘバ今回モ大分御賛成ガアリ熱望サレテ居ル義務教育八年制ノ如キモ未ダ政府ノ意見ハ決マッテ居ラヌ、又青年学校義務制ニ付テモヤルコトハ確定ヲシタガ内容ハ皆サンノ御相談ニ待ツノダ、斯ウ云フヤウナコトデアリマス……/私ガ此処デ希望ガアルト申シマシタノハ、続イテ特別委員会デ答申案ノ具体案ヲ御練リニナルデアラウト思ヒマスカラ、其ノ際ニドウカ当局デモ……根本問題ニ付テハ相当決心ヲセラレタ上デ委員会ニ御臨ミニナッテ、唯諮問ヲシテ来テ見テ聴クト云フダケデハナクシテ、政府ト委員トガ相談ヲシテ此ノ案ヲ作ルヤウニヤリタイノデアリマス……是ハ寧ロ政府当局、文部当局ニ今申上ゲタヤウナコトヲ十分ニ御練リニナッタ上デ、答申案ヲ徴セラレルヤウニ願ヒタイ、斯様ナ希望ヲ政府ニ申上ゲテ置キマス (30)」。

田所委員は言う。「文部省カラ各国ノ教育制度、殊ニ戦後(一引用者注—第1次世界大戦後)ニ各国ガヤリマシタ革新ノ結果ト云フモノヲヨク御調ベニナッタモノヲ頂戴致シタノデアリマスガ……独逸ハ皆サンモ御承知ノ通り八年ノ義務教育ヲ深く徹底サセマシテ殆ド百中ノ百、ノミナラズ小学校ニ行カヌ者ハ一万人ノ中ノ二、三名位ガ行カヌト云フ統計ガ出テ居リマス、而シテ八年ノ後ニハ補習学校ガアル、是ハ地方ノ情況ニ依ッテ或ハ二年、或ハ三年、或ハ四年ト各州ガ州ノ法律ニ依ッテヤリ得ル途ヲ開イテ居ッタヤウニ記憶致シマス、ソレガ新憲法ニ依リマシテ憲法ノ条章ニ明ラカニ満六歳カラ十八歳マデハ八年ノ義務教育ト補習教育ヲヤルベシト云フ義務ヲ規定シテ居リマス、即チ国民挙ッテ十二年程ノ義務教育ヲヤラナケレバナラヌ、而カモソレハ憲法ニ依ッテ負ウタ義務デアル、斯ウ云フコトニ全国一斉ニ致シタヤウデアリマス……/翻^{ひるがえ}ッテ我が国ヲ見マスト……六年ノ義務教育ヲ八年ニスルト云フコトニ付イ

テ此ノ会議デハドナタモ御異存ガナイヤウデアリマス……或ハ又、ソレハ大變ニ町村ガ財政ニ困ル、或ハ又父兄ガ困ル、モウ学校ハ過ギタケレドモ、此ノ上十三、十四、十五位ノ子供ヲ取上ゲテシマフト云フト農村ノ關係ニ於テ困ル、斯ウ云フコトモ世間デハ言ウノデアリマス……^{ほつてき}実ハ義務年限四年ヲ六年ニシタノガ既ニ三十年前デアリマス……今日マデ三十年間^ま抛擲セラレテ居ル、デモアリマセヌガ其ノ実効ガ^{けいてい}挙ッテ居ラズ其ノ儘ニナッテ居ル、是ハ何ト言ウテモ列国ニ対シテ大變ナ^{けいてい}徑庭ノアル制度デアルノデアリマス (31)」。

この後、議長（原嘉道総裁）から審議を特別委員会に付すること、その委員は議長の指名にしたいとの発議に対して「異議ナシ」となり、30名の特別委員が決まった（表1 教育審議会委員および臨時委員一覧参照）。

議長曰く「ソレデ此ノ総会ハ特別委員会デ或ル事項ニ付テ原案ガ出来マシタノヲ待チマシテ開会致スコトニ致シマス、尤モ特別委員会ノ期日ハ特別委員外ノ方ニモ御通知致シマスカラ、其ノ際モ御意見ノアリマス方ハ御出席下サッテ、サウシテ発言ノ機会ヲ得ラレルヤウニ希望致シマス……尚ホ、特別委員ノ方ハ……一寸御残り下サッテ委員長ノ互選 (32) 其ノ他議事ノ進行ニ付テ御審議ヲ致シタイト存ジマス、ソレデハ総会ハ是ニテ散会致シマス (33)」。

-
- 1 文教審議会メンバー（1937（昭和12）年5月26日時点）は以下の通りであった。
 会長 林銑十郎 副会長 河原田稼吉（内務大臣） 林銑十郎（文部大臣）
 委員 河合 操（枢密顧問官、陸軍大将） 有馬良橘（枢密顧問官、海軍大将）
 ○原 嘉道（枢密顧問官） ○野村吉三郎（海軍大将、学習院長）
 ○阿部信行（陸軍大将） ○三上参次（東京帝大名誉教授、学士院会員）
 ○松浦鎮次郎（貴族院議員、前九州帝大総長、元文部次官）
 ○西晋一郎（広島文理大教授） 笥 克彦（東京帝大名誉教授）
 小西重直（前京都帝大総長） 米山梅吉（三井報恩会理事長）
 ○永田秀次郎（貴族院議員、帝国教育会会長）
 以上12人 ○教育審議会委員（1937年12月10日時点）
 幹事長 大橋八郎（内閣書記官長）
 幹事 横溝光暉（情報委員会事務局兼内閣書記官） 篠原英太郎（内務次官）
 河原春作（文部次官）
 - 2 「東京朝日新聞」昭和12年7月6日付。
 <凡例>引用に際して、旧字体は原則として新字体で表記し、適宜、ルビや句読点および圏点を付した。以下、同様。
 - 3 同前、7月7日付夕刊。
 - 4 「第七十一回帝国議会貴族院議事速記録 第二号」5ページ。
 - 5 「第七十一回帝国議会衆議院議事速記録 第三号」16ページ。
 - 6 同前、27～28ページ。

- 7 同前、28 ページ。
- 8 「東京朝日新聞」昭和12年10月23日付夕刊1面トップ記事。
- 9 1937（昭和12）年12月10日、教育審議会官制第二条第一項および第三条第一項の規定により前年から枢密院副議長の荒井賢太郎が、勅命により総裁の任に就く（第1次近衛文麿内閣）。翌年1月29日死去により総裁消滅。2月16日2代総裁として原嘉道が、1940年7月5日依願罷免までその任に就く（原は教学刷新評議会委員ならびにその特別委員長を経験しており、当初から2月15日まで枢密顧問官の資格で教育審議会委員、1940年7月5日枢密院議長。第1次近衛内閣、平沼騏一郎内閣、阿部信行内閣、米内光政内閣）。そして鈴木貫太郎（1940年7月5日から枢密院副議長。米内内閣、第2次近衛内閣、第3次近衛内閣、東条英機内閣）が、官制廃止の1942年5月9日まで3代総裁となる。
- 10 『近代日本教育制度史料 第十四巻』（教育審議会第1回総会会議録）449～450ページ。
- 11 同前、453～455ページ。
- 12 同前、456～457ページ。
- 13 同前、458ページ。
- 14 同前、460～461ページ。
- 15 教育審議会議事規則（第十二条 総裁ハ必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得）による。
- 16 『近代日本教育制度史料 第十四巻』（教育審議会第1回総会会議録）461～462ページ。
- 17 青年学校は、初等教育の補習と簡易な職業教育を実施するための機関として1893（明治26）年成立した実業補習学校と、軍事教練を主目的として1926（大正15）年設立された青年訓練所とを結合して、1935（昭和10）年の青年学校令に基づく勤労青年教育機関をいう。「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ケテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」ことを目的として、普通科（尋常小学校卒2年）、本科（普通科修了・高等小学校卒、男子5年、女子3年）、研究科（1年以上）、専修科（年限を定めず）が設置された。壮丁の学力向上をねらいとして1939（昭和14）年から義務制となる（満12歳以上19歳以下の男子）。教授訓練科目は修身・公民科、普通学科、職業科、体操・教練、家事・裁縫（女子のみ）が開設されたが、その中心は軍事教育であった。
- 18 『近代日本教育制度史料 第十四巻』（教育審議会第2回総会会議録）469ページ。
- 19 同前、483～485ページ。
- 20 「第七十三回帝国議会衆議院議事速記録 第五号」73～74ページ。
- 21 『教育學辭典 第三巻』（岩波書店、昭和13年第1刷発行。）「二宮尊徳 通称金次郎 1787（天明7）～1856（安政3）」〔生涯〕〔報徳教の根本思想〕〔報徳仕法とその教化的意味〕〔報徳教と他の教化運動との関係〕〔明治以後の報徳教〕（一）

- 報徳社 (二) 報徳教の一般社會に與へた影響 1809～1811 ページ参照。
- 22 『近代日本教育制度史料 第十四卷』(教育審議會第3回總會會議録) 525～541 ページ。
- 23 同前、(教育審議會第4回總會會議録) 579～583 ページ。
- 24 『近代日本教育制度史料 第十五卷』(教育審議會第5回總會會議録) 36～41 ページ。
- 25 同前、(教育審議會第6回總會會議録) 69～76 ページ。
- 26 同前、(教育審議會第7回總會會議録) 123～126 ページ。
- 27 同前、144～154 ページ。
- 28 同前、(教育審議會第8回總會會議録) 159～163 ページ。
- 29 同前、177～183 ページ。
- 30 同前、201～204 ページ。
- 31 同前、205～209 ページ。
- 32 教育審議會議事規則(第十三条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ニ依リ委員長ヲ置クノ特別委員長ハ審査ノ経過及結果ヲ會議ニ報告スベシ) による。
- 33 『近代日本教育制度史料 第十五卷』(教育審議會第8回總會會議録) 221 ページ。